

令和3年度
保育士就職準備金貸付の手引き
(保育人材確保対策貸付事業)

募集開始

令和3年4月1日から

【申請を検討されている方へ】

この制度は、貸付対象者の要件を満たす方に就職準備に係る費用をお貸しする制度(借りるもの)です。お祝金のように差し上げるものではありません。

保育士として勤務している間は、返還が猶予されますが、2年間の間に退職した場合や、週20時間以上勤務できなくなった場合も、原則全額返還しなければいけないことをご理解の上、お申し込みください。なお、提出された書類は、貸付審査会で審査を行い、審査に通った方にのみ貸付されます。

(公社) 兵庫県保育協会
令和3年4月

※手引きの内容や様式は、予告なく変更する可能性がありますので、ホームページに掲載の最新版の手引きを参照してください。

目次

| | |
|-----------------------|---|
| 1. 貸付事業の概要 | |
| 2. 申請から貸付までの流れ | |
| 3. 保育士就職準備金貸付について | |
| (1) 貸付対象者の要件 | 3 |
| (2) 申請期間 | 3 |
| (3) 貸付金額 | 4 |
| (4) 内容 | 4 |
| 4. 申請手続き等について | |
| (1) 貸付の申込 | 4 |
| (2) 申請書類 | 5 |
| (3) 提出及び問合せ先 | 5 |
| (4) 申込書類記入上の注意 | 5 |
| 5. 貸付決定及び貸付契約手続きについて | |
| (1) 貸付の決定 | 5 |
| (2) 貸付金の送金手続き | 5 |
| (3) 貸付金の送金 | 6 |
| 6. 貸付後の手続き | |
| 7. 返還免除の手続き（全額免除） | |
| (1) 全額免除に該当する場合の要件① | 7 |
| (2) 全額免除に該当する場合の要件② | 7 |
| 8. 返還免除の手続き（裁量免除） | |
| (1) 裁量免除に該当する場合の要件 | 8 |
| (2) 裁量免除を申請に必要な書類 | 8 |
| 9. 返還について | |
| (1) 返還の開始及び返還期間 | 8 |
| (2) 返還方法 | 8 |
| (3) 分割返還の差額調整 | 9 |
| (4) 延滞利子 | 9 |
| (5) 報告義務遅延による延滞利子について | 9 |
| 10. 完了 | |

【用語の説明】

- ①貸付とは・・・金額や利率、期間などを定め、借用証書を取って資金を貸すこと。
- ②交付とは・・・ここでいう交付とは、口座へ入金することを指します。
- ③猶予とは・・・期日を延ばすこと。
- ④免除とは・・・債務（貸しているお金）を消滅させる（なかったことにする）こと。
- ⑤借受人とは・・・貸付を受けられた方（申請者本人）のことを指します。

1. 貸付事業の概要

| | |
|----------------|---|
| <p>借りられる人</p> | <p>①～③の要件全てを満たす人。 ただし、保育士として週 20 時間以上勤務することが必要です。(雇用保険に加入していること)</p> <p>① 既に保育士資格を保有していること。 ② 保育所等(※1)に新たに雇用され、勤務を始める者であること。ただし、養成施設を新たに卒業した方(新卒者)は除きます。 ③ 他府県及び県内での就職準備金貸付を受けていないこと。 また、保育士修学資金貸付における就職準備金の加算を受けてないこと。</p> |
| <p>借りられる額</p> | <p>40 万円を上限とします(無利子)。 ただし、貸付申請日の属する年度の前年度の 1 月における職業安定業務統計による兵庫県内の保育士の有効求人倍率が、一般職業紹介状況による全国の有効求人倍率以下の場合には、20 万円が上限となります。(※2)。 なお、貸付申請時に就職準備金の使途の明示(領収書または明細書の提出)が必要となり、購入期間は、就職月及びその前月です。</p> |
| <p>借りる際の条件</p> | <p>1. 貸付を受けられるのは1人1回限りです。</p> <p>2. 「保育所等」とは次の施設を言い、公立施設を含みます。ただし、神戸市域に所在する施設は除きます。</p> <p>① 認可保育所 ② 認定こども園(全ての類型を含みます)。 ③ 幼稚園(預かり保育を常時実施しているか、認定こども園に移行予定のものに限ります) ④ 市町村の認可を受けた小規模保育事業・事業所内保育事業・家庭的保育事業 ⑤ 市町村に届出をした病児保育事業・一時預かり事業 ⑥ 離島その他の地域における特例保育の実施施設 ⑦ 認可外保育施設(市町が助成している一定の質が確保された認可外保育施設に限ります。兵庫県内では、宝塚市の「指定保育所」や川西市の「地域保育園」が該当します。) ⑧ 企業主導型保育事業</p> |
| <p>申請期日</p> | <p>就職日から4か月以内に、勤務先施設を通じて申し込みください。</p> |
| <p>返還免除</p> | <p>全額免除が受けられる場合(1)又は(2)の場合) (1) 県内の保育所等で、2年間継続して保育に従事した場合(※3) (2) 業務に起因する心身の故障により業務不能となった場合</p> |
| <p>返還</p> | <p>自己都合による退職や心身の故障(業務に起因するものを除く)により業務継続の見込みが無くなった場合や、県外の保育所等に勤務した場合などには、貸付契約が解除され、原則、<u>全額貸付金の返還が必要</u>となります。</p> |

※1 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの申請分については上限40万円とすることができます。

※2 勤務している法人内の人事異動等により、借受人の意思によらず兵庫県外で勤務することとなった場合には、兵庫県外で勤務した期間も2年間の計算に算入できます。

借受人が退職した場合であっても、退職後直ち(概ね1ヶ月以内)に県内の他の保育所で勤務する場合には継続して勤務しているものと見なします。また、傷病による休職等やむを得ない事由で業務に従事できない期間が生じる場合(業務継続不能で復帰の見込みが無い場合を除きます)、引き続き勤務しているとみなしますので、直ちに貸付金を返還する必要はありませんが、休職等している期間は2年間の計算には算入できません。

退職や再就職、休職に際しては、兵庫県保育協会への届出が必要となります。

2. 申請から貸付までの流れ

募集開始について周知

(兵庫県保育協会から会員園並びに姫路市保育協会、西宮市私立保育協会へ送付)

※上記団体へ加入していない施設は、兵庫県保育協会へお問合せの上、ホームページより資料請求を行ってください。

申請者 ※貸付要件を全て満たす方

- ① 就職後4か月以内に勤務先施設を通じて申請を行う。



貸付審査会の実施

審査により貸付が決定した場合、決定通知書の通知（兵庫県保育協会から勤務先へ送付）

※審査結果通知の時期については、書類の到着日によって変わります。兵庫県保育協会のホームページに申請書類の処理状況について掲載しています。



- ② 借用証書等の提出（勤務先施設を通じて兵庫県保育協会へ）



申請者の口座へ貸付金の交付

7月、10月または3月に、申請者の口座へ貸付金を振込みます。



業務従事の確認（2年間継続して保育士業務に従事）

毎年10月及び4月に就業先へ就業状況を確認します。保育士業務に従事している間は貸付の返還が猶予されます。保育士業務に従事していない場合は、貸付金の返還が必要です。



- ③ 完了届・業務従事期間証明書の提出（勤務先施設を通じて兵庫県保育協会へ）



返還免除について通知

※各種申請書類等は勤務先の証明が必要ですので、勤務先施設を通じて兵庫県保育協会へ提出してください。

3. 保育士就職準備金貸付について

この貸付制度は、国と県において、保育士の離職防止、保育士資格を持ちながら保育士として勤務していない人(潜在保育士)の再就職を支援することで、保育人材の確保を図るための制度です。

(1) 貸付対象者の要件

以下の全てを満たす方を貸付対象としています。

- ① 兵庫県内（神戸市を除く）保育所等（※1）に新たに雇用され、勤務を始める方
- ② 次の施設または事業所を離職した方、または下記施設、事業所に勤務経験がない方
 - ア 保育所及び幼保連携型認定こども園
 - イ 家庭的保育事業
 - ウ 小規模保育事業
 - エ 事業所内保育事業
 - オ 幼稚園
- ③ 保育士または保育教諭として週20時間以上勤務していること
（雇用保険に加入され、週20時間以上勤務することが確保されていること）
- ④ 2年以上継続して兵庫県の保育所等で保育士業務に従事する意思のある方
- ⑤ 他の都道府県及び県内での就職準備金の貸付を受けていない方
- ⑥ 保育士修学資金貸付における就職準備加算を受けていない方

※1 【勤務先保育所等一覧】

「保育所等」とは次の施設を言い、公立施設を含みます。ただし、神戸市域に所在する施設は除きます。（勤務先等保育所等の根拠となる法令については9ページ参照）

- ① 認可保育所
- ② 認定こども園（全ての類型を含みます。）
- ③ 幼稚園（預かり保育を常時実施しているか、認定こども園に移行予定のものに限ります）
- ④ 市町村の認可を受けた小規模保育事業・事業所内保育事業・家庭的保育事業
- ⑤ 市町村に届出をした病児保育事業・一時預かり事業
- ⑥ 離島その他の地域における特例保育の実施施設
- ⑦ 認可外保育施設（市町が助成している一定の質が確保された認可外保育施設に限ります。兵庫県内では、宝塚市の「指定保育所」や川西市の「地域保育園」が該当します。）
- ⑧ 児童育成協会から助成を受けている企業主導型保育事業

(2) 申請期間

就職日から4か月以内に、勤務先施設を通じてお申込みください。勤務先施設の担当者は、申請期日までに必ず届出をしてください。

申請期日を過ぎた場合の受付は致しかねますので、ご注意ください。

なお、審査会は概ね4か月に1回、不定期で開催されています。そのため、申請書の到着時期によっては、審査会結果の通知まで5か月以上かかる場合がありますので、予めご了承ください。

また、一度提出された書類は、購入物の追加等の理由で返却することはできません。

【申請期日の例】

5月3日に勤務開始（雇用契約書にも就業開始日が5月3日と記載）の場合
⇒9月2日必着となります。

(3) 貸付金額（無利子）

一人1回限り40万円以内 ※貸付上限額は変更することがあります。

(4) 内容

就職に必要な準備物の購入費等を貸し付けます。(P10 就職準備金の使途として認められる物の一例参照) なお、就職月及び前月に購入した物が対象となり、それ以外の月に購入した物は申請いただけません。

4. 申請手続き等について

(1) 貸付の申込

就職準備金貸付を希望する場合は、連帯保証人（20歳以上の資力のある方）を立てて下記の書類を準備し、施設を通じて兵庫県保育協会に提出してください。

| | 提出書類 | 様式等 | 添付書類・留意事項 |
|---|---|-------------|---|
| ① | 貸付申請書 | 様式1-3 | <ul style="list-style-type: none">・申請者ご本人が自筆で記入してください。連帯保証人の欄は連帯保証人が自筆で記入すること。・連帯保証人と申請者の印鑑は別のものご使用ください。(シャチハタ不可)・連帯保証人の方は審査会後に印鑑登録証明書を提出していただきます。・直近の勤務先及び退職日については、保育施設等で保育士として就業していた場合に記載すること。 |
| ② | 使途一覧 | 様式1-3 別紙 | 使途一覧の番号を明細書(レシート)に分かるように、記入してください。 |
| ③ | 購入した物の明細書または領収書(就職月及び前月に購入したものに限り) (本人の名義のものに限る) | | 領収書等が複数枚になる場合は、A4用紙に貼り付けて提出すること。 ※保証書保管のため領収書が提出できない場合は、コピーを提出すること。 ※領収書の中に複数の品物がある場合、内訳も記載すること。 ※領収書等の内容によっては、 <u>現物(実際に購入した物)の写真を提出していただく場合があります。</u> |
| ④ | 雇用契約書又は辞令の写し | | |
| ⑤ | 就職・復職証明書 | 参考様式④ | 週20時間就業していることが確認でき、雇用保険に加入していることが確認できること。 |
| ⑥ | 保育士証の写し | | 旧姓の場合は変更手続きを行ってください。 申請手続き中の場合は、「申請手続き中」と記載の上旧姓の保育士証を提出ください。後日新しい保育士証が届きましたらコピーを提出ください。 |

| | | | |
|---|---|--|--|
| ⑦ | 企業主導型保育事業助成決定通知書、市町村が発行する認可証の写し等 (認可・助成を受けていることが分かる書類) | | ※企業主導型保育事業、市町村の認可を受けた小規模保育所・事業所内保育事業・家庭的保育事業で勤務の者は提出すること。 ※各市町のホームページで確認できる場合は、施設名が掲載されたホームページの画面を印刷したもので代用可。 |
|---|---|--|--|

※ ⑦については、勤務先施設がご準備ください。

※ 上記の他に、兵庫県保育協会会長が必要と認める書類を提出していただく場合があります。

(2) 申請書類

申請書等は、兵庫県保育協会ホームページからダウンロードしていただくか、勤務先に郵送している様式一覧をコピーし、入手してください。

(3) 提出及び問合せ先

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内
 公益社団法人 兵庫県保育協会 保育人材確保対策貸付事業担当者宛
 Tel : 078-242-4623 (9:00~17:00) E-mail : kashituke@hyogo-hoikukyokai.or.jp

(4) 申込書類記入上の注意

- ① 申請者がご自身で記入・押印してください。連帯保証人欄はそれぞれの欄を各自が記入してください。代筆は認められません。
- ② 文字を訂正する際は、修正液等は使用せず、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直してください。
- ③ 消せるボールペンで書かれた申請書は受付できません。
- ④ 申請者と連帯保証人は、同じ姓であっても、それぞれ別の印(スタンプ印不可)でご捺印ください。
- ⑤ 申込書に記入漏れがある場合には貸付けの可否を判断することができませんので、必ず全ての項目をご記入ください。記入漏れが解消されるまで、貸付審査は保留となります。
- ⑥ 住所は、それぞれの欄を各自が正確に記入してください。「同上」、「〃」等は認められません。
- ⑦ 連帯保証人は、貸付決定後に印鑑登録証明書を提出していただきますので、印鑑登録を既にお済みの方もしくは、貸付決定までに印鑑登録をお済ませください。

5. 貸付決定及び貸付契約手続きについて

(1) 貸付の決定

提出された申請書などの内容を貸付審査会において審査し、貸付が適当と認められた場合に貸付決定通知書を勤務先を通じて交付します。

なお、貸付審査会は不定期に開催されているため審査会の結果が通知されるまでには、お時間がかかります。審査会の結果通知時期については、兵庫県保育協会ホームページに掲載します。

(2) 貸付金の送金手続き

貸付決定を受けた方は、勤務先を通じて配達記録が残る方法(簡易書留、特定記録郵便、レターパック等)で下記の書類を兵庫県保育協会へ提出してください。

| | 提出書類 | 様式等 | 添付書類・留意事項 |
|---|---------------|-----|--|
| ① | 誓約書 | 様式2 | |
| ② | 借用証書 | 様式4 | 申請者の印鑑はシャチハタ不可。 収入印紙を所定欄に貼り、割り印をすること。 (借入額が1万円以上10万円未満:200円、10万円以上:400円) |
| ③ | 振込口座の通帳コピー | | ・申請者の名義に限ります。 ・金融機関名、支店名、口座の種別、口座番号、口座名義(フリガナ記載)がわかるコピーを提出してください。 |
| ④ | 振込口座申込・変更届 | 様式7 | |
| ⑤ | 連帯保証人の印鑑登録証明書 | | 3か月以内に発行したもの |

(3) 貸付金の送金

貸付金は一括で交付します。

貸付金の交付(口座への入金)時期は、7月、10月又は3月のいずれかで、貸付契約締結後(借用証書を兵庫県保育協会へ提出後)の貸与となります。

※ 交付時期は、提出書類に不備が無い場合の目安時期です。提出書類に不備がある場合は、交付時期が遅れますので、予めご了承ください。

※ 同時期に貸付決定を行った貸与者の送金をまとめて行っているため、振込時期に関する個別の依頼には対応できません。

また、借用証書提出期限より前に書類を提出したとしても、交付時期は早まりませんので、予めご了承ください。

6. 貸付後の手続き

借受人は、返還を免除されるか、返還を完了するまで、様々な届出等を行う必要があります。変更が生じた場合は、必ずご連絡ください。

該当する事実が生じてから20日以内に提出しなければならないもの

| 提出するとき | 書類 |
|------------------------------|---|
| 借受人・連帯保証人の氏名・住所等に変更があったとき | ■住所・氏名等変更届(様式6) |
| 振込口座を変更するとき | ■振込口座申込・変更届(様式7) ■通帳のコピー |
| 借受人が休職(産休・育児休業も含む)するとき | ■保育所等退職等届(様式14) ■業務従事期間証明書(参考様式③) |
| 休職(産休・育児休業も含む)していた借受人が復職したとき | ■保育所等復職届(様式15) |
| 貸付を辞退(勤務を自己都合で退職)するとき | ■貸付辞退申出書(様式13) 借り受けた貸付金を返還していただくことが必要です。返還の手続きは、P8をご覧ください。 |

| | |
|---------------------------------------|---|
| 業務上の事由により本人が死亡し、又は疾病等により業務を継続できなくなった時 | ■返還免除申請書（様式 22） |
| 借受人が退職・死亡・休職したとき | ■保育所等退職等届（様式 14） ■業務従事期間証明書（参考様式③） 注) 借入金の返還を要する場合には、返還計画書や裁量免除申請書を併せて提出してください。 |
| 借受人が勤務先を変更したとき | ■勤務先等変更届（様式 16） ■保育所等退職等届（様式 14） ■業務従事期間証明書（参考様式③） ■就職・復帰証明書（参考様式④） ■新たな勤務先の雇用契約書または辞令の写し |

7. 返還免除の手続き（全額免除）

借入後、2年間引き続き兵庫県内の保育所等において保育士業務に従事した場合、貸付金の返還を免除することができます。全額免除を受けるために提出する書類や要件は以下のとおりです。

（1）全額免除に該当する場合の要件①

「勤務先施設（保育所等）」で保育業務に引き続き2年間従事したとき
免除日に到達してから、1か月以内に下記書類を提出してください。

- ① 完了届（様式 17）
- ② 業務従事期間証明書（参考様式③）

（2）全額免除に該当する場合の要件②

保育業務上の事由により死亡または業務に起因する疾病等のために業務を継続することができなくなったとき
1か月以内に下記の書類を提出してください。

- ① 返還免除申請書（様式 22）
- ② 保育業務上の事由による就労不能の場合には、証明する書類
 - 死亡の場合：死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し及び労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要）
 - 疾病等の場合：医師の診断書の写し及び労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要）

<留意事項>

- ① 出産休暇、育児休暇の期間、災害等やむを得ない事由で就業できない期間中は、引き続き業務に従事しているとみなします。ただし、（1）全額免除に該当する場合の要件①に記載の2年間の業務従事期間には算入しません。
- ② 返還免除要件となる業務従事期間は、原則として連続（※）していることが必要です。
※ 月を単位として継続している必要があり、退職翌月に対象となる勤務先に就職すれば連続しているとみなしますが、就職が翌々月以降になった場合には、返還が必要となります。
- ③ 兵庫県内の保育所等に就職後、法人における人事異動等により、借受人の意思によらず県外の従事先施設で勤務することとなった場合には、県外で従事した期間を業務従事期間に算入することができます。

8. 返還免除の手続き（裁量免除）

裁量免除の要件を満たす事となった場合で、審査会へ裁量免除に係る書類を提出した場合は、貸付審査会において審査し、「裁量免除」が適当と認められた場合、同貸付審査会で認められた金額の返還が免除されます。

（1）裁量免除に該当する場合の要件

- ① 1年以上勤務先施設で保育業務に従事したとき（本人の責による事由により免職された場合や特別な事情がなく恣意的に退職した場合などについては、適用しません。また、裁量免除に係る書類を提出していない場合も適用できません。）
- ② 長期間所在不明となっている場合等、貸し付けた金額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

（2）裁量免除を申請に必要な書類

要件該当から20日以内に提出してください。

- ① 返還免除申請書（裁量免除）（様式21）
- ② 業務従事期間証明書（参考様式③）
- ③ 事実を証する書類
 - 死亡の場合：死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し及び労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要）
 - 疾病等の場合：医師の診断書の写し及び 労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要）

9. 返還について

兵庫県内で保育士等として勤務先施設に就職または復帰後、何等かの事情で勤務先施設を退職し、その後すみやかに保育士等として就業しなかった場合は、貸し付けた就職準備金を全額返還していただく必要があります。

事前に兵庫県保育協会へ相談の上、返還事由が発生した日（例：退職された日）から20日以内に提出してください。

- ① 保育所等退職等届（様式14）
- ② 返還計画書（様式19）
 - ※ 返還計画書の内容を審査し、適当と認められた場合に書面にて通知します。承認された返還計画を変更する場合には、事前に兵庫県保育協会へ相談してください。

（1）返還の開始及び返還期間

返還は、兵庫県保育協会から特に承認を受けた場合を除いて、返還事由が生じた日の属する月の翌月から開始し、1年の期間内に返還しなければなりません。

（2）返還方法

返還方法は、一括又は半年賦、月賦の均等払い方式で指定口座への払込み、又は引落としとなります。ただし、虚偽又は不正な方法で貸付を受けた場合には、一括返済となります。

(3) 分割返還の差額調整

分割返還を利用する場合の返還額は均等払いとします。なお、差額が発生する場合は初回の返還額に加算若しくは減額します。

(4) 延滞利子

貸付を受けた者が返還しなければならない日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

(5) 報告義務遅延による延滞利子について

自己都合等で就業先を退職し、その後保育士として就業しなかった場合で、兵庫県保育協会への報告及び届出の提出が大幅に遅れた場合は、返還事由が生じた日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

10. 完了

返還が完了又は免除により債務がなくなったときには、書面にて通知するとともに、借用証書(様式4)を借受人に対して返却します。

【保育所等詳細一覧】

| | 法令・通知等 | 施設等種別 |
|----------------------------------|---|--|
| 児童福祉法 | 第7条 | 保育所・幼保連携型認定こども園 |
| | 第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの、及び同条第2項の規定による認可受けたもの | 家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業 |
| | 第6条の3第13項に規定され、第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの | 病児保育事業 |
| | 第6条の3第7項に規定され、第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの | 一時預かり事業 |
| | 第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって、第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認定を受けていないもののうち、右記に示すもの | 地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室、家庭的保育事業に類するもの)において保育を行っている施設 兵庫県内では、宝塚市の「指定保育所」や川西市の「地域保育園」が該当します。 |
| | 第59条の2第1項に規定する施設のうち第6条の3第12項に規定する業務を目的とする設置者が行う保育事業 | 企業主導型保育事業 |
| 学校教育法 | 第1条 | 教育時間終了後に教育活動(預かり保育)を常時実施している幼稚園 認定こども園に移行を予定している幼稚園 |
| 就学前の子どもに関する教育、保育等総合的な提供の推進に関する法律 | 第2条第6項 | 認定こども園 |
| 子ども・子育て支援法 | 第30条第1項第4号 | 離島その他の地域において特例保育を実施する施設 |

申請書類チェックリスト

| 提出書類 | 確認事項 |
|------------|--|
| 貸付申請書 | <input type="checkbox"/> 申請者が自筆で署名しているか <input type="checkbox"/> 申請者の氏名の横に捺印しているか（シャチハタ不可） <input type="checkbox"/> 貸付希望額 40 万以内となっているか <input type="checkbox"/> 勤務開始日は申請日から 4 か月以内か <input type="checkbox"/> 連帯保証人が署名、捺印しているか（シャチハタ不可） <input type="checkbox"/> 勤務先施設の証明があるか |
| 別紙 | <input type="checkbox"/> レシート・領収書との整合性はとれているか <input type="checkbox"/> レシート・領収書の日付は、勤務開始月の前月または当月のものか <input type="checkbox"/> 購入品目は、就職準備物として下記内容（※1）に沿ったものか |
| 雇用契約書または辞令 | <input type="checkbox"/> 申請した年度に契約を交わしたのものか |
| 就職・復帰証明書 | <input type="checkbox"/> 週に 20 時間以上勤務していることが証明されているか <input type="checkbox"/> 雇用保険に加入しているか <input type="checkbox"/> 勤務先施設が証明しているか |
| 保育士登録証の写し | <input type="checkbox"/> 申請者の氏名と一致しているか （一致していない場合は、保育士登録事務処理センターに申請しているか） ※申請手続き中の場合は、旧姓の保育士証に「申請手続き中」と記入し提出してください。後日新しい保育士証が届いたらコピーを提出すること。 |
| 助成決定通知書 | （企業主導型保育事業、小規模保育所、事業所内保育事業、家庭的保育事業で勤務の場合） <input type="checkbox"/> 助成決定通知等分かるものが添付されているか ※市町で認可している場合で、各市町のホームページで確認できる場合は、施設名が掲載されたホームページの画面を印刷したもので代用可 |

※1 【就職準備金の使途として認められる物（今まで審査会で通った物の一例）】

- ・通勤に使用する、自転車（雨風よけカバー）、バイク、車
- ・就職で使用する、仕事着（ジャージ、園指定服、私服、エプロン等）や運動靴、保育本、文房具、読み聞かせ練習用の絵本
- ・就職のために必要な、電子ピアノやミシン、パソコンやプリンター（設置費や作業費は含めません）、カメラ（5万円以上の商品の場合は、施設長の購入許可が必要）
- ・復職に伴い、研修会等に参加した場合の研修費、幼稚園免許更新講習費（他で補助されていない場合）
- ・お子様を保育園等に預ける際に必要な物（布団や衣類等）、チャイルドシート、名前シール等
- ・引っ越しに伴う、敷金、礼金、引っ越し費用（他府県や他市へ引っ越し場合のみ）
- ・入職前健康診断費用、インフルエンザ等のワクチン接種費用、感染予防のためのマスクやアルコール消毒

【就職準備金の使途として認められていない物（今まで問合せがあった物の一例）】

- ・家具、家電用品（掃除機や食器洗浄機、加湿器、空気清浄機等）、携帯電話
- ・1点当たりが何万円もする高級ブランド品の靴、服、靴、時計等
- ・化粧品（ハンドクリームや日焼け止めも含む）・補正下着や下着、コンタクトレンズや眼鏡、サングラス、美容院代、薬代
- ・近隣での引っ越しに伴う引っ越し費用（敷金・礼金等）
- ・申請者や就職と同時に保育所等へ預けるお子さん以外（夫や小学生以上の子ども等）の衣類や物品等
- ・ぬいぐるみや玩具等勤務先の備品として使用される物

※最新の申請様式は、兵庫県保育協会ホームページに掲載しています。

（インターネット検索画面で「兵庫県保育協会」と検索🔍「保育士確保のための貸付はこちら」のページに各種貸付事業の概要や様式を掲載しています。）